## **加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例に関するお知らせ**

　（業務委託契約・指定管理協定用）

|  |  |
| --- | --- |
| 件名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期限 | 年 　 月 　 日 ～ 　　 　年 　月 　日 |

この業務は、加東市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

○ 対象労働者の範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 対象労働者 | 正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第９条に規定する労働者） |
| 対象とならない労働者 | ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者  ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）  ・業務に直接携わらない者（事務員、家事使用人等） |

○ 労働報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき１時間当たりの労働の対価の下限の額を労働報酬下限額といい、労働報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | ９６０円 |

※労働の対価と比較するための基準額計算表は、加東市ホームページからダウンロードできます。

○ 申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は加東市か受注者又は受注関係者（下請負者等）に申し出ることができます。申出書は加東市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出先 | 住所 | 電話番号 |
| 加東市総務財政部管財課 | 〒673-1493 加東市社50番地 （加東市役所庁舎4階） | 0795-43-0414 |
|  | 〒 |  |

（注）指定管理協定及びプロポーザル方式等による契約（協定）については、締結した担当課への申出もできます。